

第 47 号 議 案

令和元年 11 月 27 日  
任用給与課・試験課

警視庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

- 1 改正事項  
巡査部長及び警部補昇任試験等の術技要件の改正
- 2 改正内容  
改正概要及び新旧対照表のとおり
- 3 施行期日  
令和 3 年 3 月 1 日

## 警視庁職員任用規程の改正概要

### [改正事項] 巡査部長及び警部補昇任試験等の術技要件の改正

#### 【内容】

- 巡査部長及び警部補昇任試験等の実施基準における術技の要件を下表のとおり改正する。

階級	試験・選考	術技の要件
巡査部長	選抜昇任選考 昇任試験	<b>【現行】</b> 柔剣道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及びけん銃の有級者。ただし、女性警察官については、逮捕術、合気道又は柔剣道の有級者 
警部補	昇任試験	<b>【改正後】</b> 柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及び拳銃操法が有級の者 <b>※女性警察官について、柔道、剣道又は合気道の要件を有級から初段以上に変更し、拳銃操法の要件を追加</b>

#### 【理由】

- 警視庁における女性警察官の登用の拡大の推進に伴い、第一線の現場執行力強化及び受傷事故防止を図る必要がある。女性警察官についても、男性警察官と同様の術技の能力が求められることから、術技要件を見直す。

#### 【施行期日】

- 令和3年3月1日

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条から第43条まで（現行のとおり）</p> <p><u>附 則</u> <u>この訓令は、令和3年3月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1から別表第9の2まで（現行のとおり）</p>	<p>第1条から第43条まで（略）</p> <p>別表第1から別表第9の2まで（略）</p>

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

現 行

別表第9の3（第15条関係）

種別 階級等	選 抜 昇 任 の 選 考 実 施 基 準						
	一 部	二 部	専 門	音楽隊員	航空機操縦員	柔剣道指導員	特別捜査官
巡 務 査 年 部 数	巡査として、Ⅰ類、Ⅱ類採用者は3年、Ⅲ類採用者は4年以上の勤務実績を有する者	巡査として、Ⅰ類採用者は8年、Ⅱ類採用者は10年、Ⅲ類採用者は12年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は7年、Ⅱ類採用者は9年、Ⅲ類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査及びこれに相当する警察署の巡査として現に捜査等に従事中の者であつて、かつ、これらの職務に3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は7年、Ⅱ類採用者は9年、Ⅲ類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 現に音楽隊員であつて、かつ、音楽隊員として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は7年、Ⅱ類採用者は9年、Ⅲ類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 現に航空機操縦員であつて、かつ、航空機の操縦員として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は3年、Ⅱ類採用者は5年、Ⅲ類採用者は7年以上の勤務実績を有する者 2 現に柔剣道助教であつて、かつ、柔剣道助教として3年以上の勤務実績を有する者	
術 技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及び拳銃操法が有級の者 逮捕術上級の者					柔剣道いずれか5段以上で、かつ、逮捕術上級の者	
長	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者		平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者				
選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試験を総合的に勘案して行う。						
警 務 査 年 部 数	巡査部長として3年以上の勤務実績を有する者	巡査部長として10年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査部長として9年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査部長及びこれに相当する警察署の巡査部長として現に捜査等に従事中の者であつて、かつ、これらの職務に3年以上の勤務実績を有する者	現に音楽隊員であつて、かつ、音楽隊に勤務する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	現に航空機操縦員であつて、かつ、航空機の操縦に從事する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	現に柔剣道教師又は助教であつて、かつ、武道指導に從事する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	特別捜査官として任用され、かつ、巡査部長として3年以上の勤務実績を有する者
術 技	柔剣道いずれか6段以上の者						
補	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者		平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者				
選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試験を総合的に勘案して行う。						
警 務 年 部 数	警部補として4年以上の勤務実績を有する者						
選考方法	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者						
選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試験を総合的に勘案して行う。						

別表第9の3（第15条関係）

種別 階級等	選 抜 昇 任 の 選 考 実 施 基 準						
	一 部	二 部	専 門	音楽隊員	航空機操縦員	柔剣道指導員	特別捜査官
巡 務 査 年 部 数	巡査として、Ⅰ類、Ⅱ類採用者は3年、Ⅲ類採用者は4年以上の勤務実績を有する者	巡査として、Ⅰ類採用者は8年、Ⅱ類採用者は10年、Ⅲ類採用者は12年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は7年、Ⅱ類採用者は9年、Ⅲ類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査及びこれに相当する警察署の巡査として現に捜査等に従事中の者であつて、かつ、これらの職務に3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は7年、Ⅱ類採用者は9年、Ⅲ類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 現に音楽隊員であつて、かつ、音楽隊員として3年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は7年、Ⅱ類採用者は9年、Ⅲ類採用者は11年以上の勤務実績を有する者 2 現に航空機操縦員であつて、かつ、航空機の操縦に從事する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査として、Ⅰ類採用者は3年、Ⅱ類採用者は5年、Ⅲ類採用者は7年以上の勤務実績を有する者 2 現に柔剣道助教であつて、かつ、柔剣道助教として3年以上の勤務実績を有する者	
術 技	柔剣道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及びけん銃の有級者。ただし、女性警察官については、逮捕術、合気道又は柔剣道の有級者					柔剣道いずれか5段以上で、かつ、逮捕術上級の者	
長	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者		平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者				
選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試験を総合的に勘案して行う。						
警 務 査 年 部 数	巡査部長として3年以上の勤務実績を有する者	巡査部長として10年以上の勤務実績を有する者	次のいずれにも該当する者であること 1 巡査部長として9年以上の勤務実績を有する者 2 交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査部長及びこれに相当する警察署の巡査部長として現に捜査等に従事中の者であつて、かつ、これらの職務に3年以上の勤務実績を有する者	現に音楽隊員であつて、かつ、音楽隊に勤務する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	現に航空機操縦員であつて、かつ、航空機の操縦に從事する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	現に柔剣道教師又は助教であつて、かつ、武道指導に從事する巡査部長として6年以上の勤務実績を有する者	特別捜査官として任用され、かつ、巡査部長として3年以上の勤務実績を有する者
術 技	柔剣道いずれか6段以上の者						
補	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者		平素の勤務成績が優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者				
選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試験を総合的に勘案して行う。						
警 務 年 部 数	警部補として4年以上の勤務実績を有する者						
選考方法	平素の勤務成績が著しく優秀な者で、一階級上位の階級に必要な能力を有すると認められる者						
選考方法	平素の勤務成績、筆記考査及び面接試験を総合的に勘案して行う。						

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案				現行			
別表第10（第16条関係）				別表第10（第16条関係）			
巡査部長昇任試験実施基準							
種別 条件	一般		専門	種別 条件	一般		専門
	一部	二部			一部	二部	
受験資格	勤務年数	巡査として、 Ⅰ類採用者は2年、Ⅱ類採用者は3年、Ⅲ類採用者は4年以上の勤務実績を有する者	Ⅰ類採用者であつて、巡査として1年以上の勤務実績を有する者	勤務年数	巡査として、 Ⅰ類採用者は2年、Ⅱ類採用者は3年、Ⅲ類採用者は4年以上の勤務実績を有する者	Ⅰ類採用者であつて、巡査として1年以上の勤務実績を有する者	交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査及びこれに相当する警察署の巡査として現に捜査等に従事し、又は過去1年以内に捜査等に従事していた者であつてこれらの職務に、Ⅰ類採用者は2年、Ⅱ類採用者は3年、Ⅲ類採用者は4年以上の勤務実績を有する者
	術技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及び拳銃操法が有級の者		術技	柔剣道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及びけん銃の有級者。ただし、女性警察官については、逮捕術、合気道又は柔剣道の有級者		
試験科目及び方法	一次	一般常識、警察法規及び警察実務について択一式の筆記試験を行う。		一次	一般常識、警察法規及び警察実務について択一式の筆記試験を行う。		
	二次	1 警察法規、警察実務について択一式及び選択式の筆記試験を行う。 2 捜査実務に関する記述式の筆記試験を行う。		二次	1 警察法規、警察実務について択一式及び選択式の筆記試験を行う。 2 捜査実務に関する記述式の筆記試験を行う。		
	三次	1 論文について筆記試験を行う。 2 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考査を行う。 3 面接による人物考査を行う。		三次	1 論文について筆記試験を行う。 2 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考査を行う。 3 面接による人物考査を行う。		
合格基準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。			合格基準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。		
その他	1 二部の試験は、当該勤務年数の欄に定める資格要件を満たした後、最初に行われる昇任試験1回に限り受験することができる。 2 三次試験の論文は、二次試験日に実施する。 3 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。 4 Ⅱ類及びⅢ類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅰ類採用者の受験資格と同様とする。 5 Ⅲ類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅱ類採用者の受験資格と同様とする。			その他	1 二部の試験は、当該勤務年数の欄に定める資格要件を満たした後、最初に行われる昇任試験1回に限り受験することができる。 2 三次試験の論文は、二次試験日に実施する。 3 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。 4 Ⅱ類及びⅢ類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅰ類採用者の受験資格と同様とする。 5 Ⅲ類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅱ類採用者の受験資格と同様とする。		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案			現行			
別表第11（第17条関係）			別表第11（第17条関係）			
警部補昇任試験実施基準			警部補昇任試験実施基準			
種別 条件	一般	専門	種別 条件	一般	専門	
受 験 資 格	勤 務 年 数	<p>次</p> <p>1 巡査部長として、Ⅰ類採用者は1年、Ⅱ類採用者は2年、Ⅲ類採用者は3年以上の勤務実績を有する者</p> <p>2 交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査部長及びこれに相当する警察署の巡査部長として現に捜査等に従事し、又は過去1年以内に捜査等に従事していた者であつて、これらの職務に巡査部長として1年以上、かつ、各階級を通じて、Ⅰ類採用者は3年、Ⅱ類採用者は5年、Ⅲ類採用者は7年以上の勤務実績を有する者</p>	受 験 資 格	勤 務 年 数	<p>次</p> <p>1 巡査部長として、Ⅰ類採用者は1年、Ⅱ類採用者は2年、Ⅲ類採用者は3年以上の勤務実績を有する者</p> <p>2 交通、警備、公安、刑事、生活安全、組織犯罪対策のいずれかの部の捜査又は情報担当の巡査部長及びこれに相当する警察署の巡査部長として現に捜査等に従事し、又は過去1年以内に捜査等に従事していた者であつて、これらの職務に巡査部長として1年以上、かつ、各階級を通じて、Ⅰ類採用者は3年、Ⅱ類採用者は5年、Ⅲ類採用者は7年以上の勤務実績を有する者</p>	
格 技	柔道、剣道又は合気道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及び拳銃操法が有級の者		格 技	柔剣道いずれか初段以上で、かつ、逮捕術及びけん銃の有級者。ただし、女性警察官については、逮捕術、合気道又は柔剣道の有級者		
試験 科目 及び 方法	一 次	警察法規、警察実務及び一般教養について択一式の筆記試験を行う。		一 次	警察法規、警察実務及び一般教養について択一式の筆記試験を行う。	
	二 次	<p>次の5科目について筆記試験を行う。</p> <p>1 論文</p> <p>2 憲法及び行政法</p> <p>3 刑法及び刑事訴訟法</p> <p>4 交通警察、地域警察、警備公安警察及び刑事生活安全組織犯罪対策警察のうち1科目選択</p> <p>5 捜査実務</p>	<p>次の3科目について筆記試験を行う。</p> <p>1 論文</p> <p>2 刑法及び刑事訴訟法</p> <p>3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全組織犯罪対策警察のうち1科目選択</p>	二 次	<p>次の5科目について筆記試験を行う。</p> <p>1 論文</p> <p>2 憲法及び行政法</p> <p>3 刑法及び刑事訴訟法</p> <p>4 交通警察、地域警察、警備公安警察及び刑事生活安全組織犯罪対策警察のうち1科目選択</p> <p>5 捜査実務</p>	<p>次の3科目について筆記試験を行う。</p> <p>1 論文</p> <p>2 刑法及び刑事訴訟法</p> <p>3 交通警察、警備公安警察及び刑事生活安全組織犯罪対策警察のうち1科目選択</p>
	三 次	1 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考査を行う。 2 面接による人物考査を行う。		三 次	1 教練、点検、礼式及び逮捕術等術科の考査を行う。 2 面接による人物考査を行う。	
合 格 基 準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。		合 格 基 準	試験の成績及び平素の勤務成績を総合して合格者を決定する。		
備 考	<p>1 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。</p> <p>2 Ⅱ類及びⅢ類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅰ類採用者の受験資格と同様とする。</p> <p>3 Ⅲ類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅱ類採用者の受験資格と同様とする。</p>		備 考	<p>1 術技の資格要件については、必要により警務部長が定める別の基準によることができる。</p> <p>2 Ⅱ類及びⅢ類採用者で、在職中に大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅰ類採用者の受験資格と同様とする。</p> <p>3 Ⅲ類採用者で、在職中に短期大学を卒業し、かつ、昇任試験委員会が適任と認めるものの受験資格については、Ⅱ類採用者の受験資格と同様とする。</p>		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

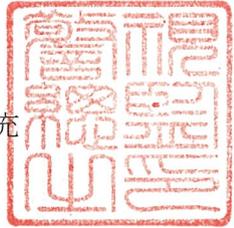
改正案	現行
別表第12から別表第24まで（現行のとおり） 別記様式第1から別記様式第7まで（現行のとおり）	別表第12から別表第24まで（略） 別記様式第1から別記様式第7まで（略）

監. 警. 人1. 企第5656号

令和元年11月20日

東京都人事委員会 殿

警視総監 三 浦 正 充



警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）  
みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正の理由

女性警察官については、第一線の現場執行力強化及び受傷事故防止の観点から、術技の面において男性警察官と同様の能力が求められており、警部補及び巡查部長昇任試験等の実施基準における術技要件を改正する規定整備が必要なため。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和3年3月1日

